

# 公共施設等への再生可能エネルギー設備等導入方針

令和 3 年 月 日  
総務部 グリーン資産創造課

## 1 背景

地球温暖化は、自然や生物などに悪影響を引き起こし、異常高温や大雨、寒波などといった様々な気象変化の原因とされ、その対策は世界中の喫緊の課題とされています。そのような中、日本においても2050年までに二酸化炭素（以下、「CO2」という）の排出を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを令和2年10月に宣言されました。

また、東日本大震災時の大型発電所等の事故を契機に、エネルギー環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しつつあり、エネルギーの安定供給や災害時のエネルギー確保、さらには環境負荷の少ないエネルギーへの転換という観点から、太陽光や風力等の枯渇することなく繰り返し使用でき、CO2をほとんど排出しない再生可能エネルギー（※）（以下、「再エネ」という）の導入が求められております。

さらには、本年6月に国は脱炭素社会に向けた住宅・建築物の対策案を示し、その中で国や自治体が今後公共施設を新たに整備する際には、原則として太陽光発電設備を設置することを標準化することなどの検討を進めております。

（※）再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことをいい、その大きな特徴は「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO2を排出しない（増加させない）」の3点です。

## 2 目的

市内における再エネ普及の模範となるために、積極的に公共施設等へ再エネ設備等の導入を推進し、エネルギーの有効活用とCO2排出削減等を目的とします。

また、「環境教育」「産業の活性化」「市民協働」及び「防災対策」等の関連施策と十分に連携を図り、それぞれの効果を高めるよう努めていきます。

## 3 対象施設

市が所有する全施設の内、「4 導入基準」を満たす施設

## 4 導入基準

(1) 再エネ設備を導入する施設は、原則次によること。

①新設及び大規模改修を予定する施設。

②施設のあり方（方向性）が、今後永続させると決まっている施設。

③第三者から土地を賃借していない施設。

(2) 新設施設の導入時には、施設や地域性等に応じた適切な再エネ設備の導入を、設計段階から検討し選定すること。

(3) 大規模改修時には施設の躯体等を考慮し、可能な限りの再エネ設備の導入を図ること。

(4) 施設に付帯することが難しい時には、余剰地などでの再エネ設備の導入を図ること。

(5) 再エネ設備だけでなく、省エネ設備等の導入にも積極的に取り組むこと。

(6) 再エネ設備等の導入においては、交付金や補助金又は公民連携手法等を検討すること。

(7) その他、不明な点等がある場合は、グリーン資産創造課と協議を行うこと。また、予算計上をする際には、事前にグリーン資産創造課、財政課及び政策創造課と協議すること。

## 5 運用

本方針は、令和3年 月 日から運用する。